第７号議案

２０２５年６月１８日
第５１６回理事会

容量拠出金を滞納した会員の名称の公表等について

本機関は、定款第 55 条の 2 第 1 項の規定に基づき、会員に容量拠出金の納入を求めており、本機関の会員は、同条第 5 項の規定に基づき、容量拠出金の納入が義務とされている。

本機関は、容量拠出金の請求書の納入期限までに支払いがなく、納入期限後の複数回にわたるメールと電話による督促の後も支払いがなかった一部の会員に対して、業務規程第 32 条の 43 第 1 項および第 2 項の規定に基づき、催告書を発出した。

本機関は、当該催告書で指定する新たな期限（以下、「指定期限」という）までに支払いが確認できなかった会員について、定款第 57 条および業務規程第 32 条の 43 第 3 項の規定に基づき、当該会員の名称を公表するとともに本機関から経済産業省資源エネルギー庁に報告する。

１．公表の対象となった会員の名称　（　）内は法人番号
・株式会社グルーヴエナジー　　(3500001023236)

２．容量拠出金の納入等に係るスケジュール
※対象：2025 年 1 月度(2024 年度 1 月）容量拠出金
通知書の発行日：2025 年 3 月 14 日
請求書の発行日：2025 年 4 月 10 日（納入期限：2025 年 5 月 9 日）
催告書の発送日：2025 年 5 月 27 日（指定期限：2025 年 6 月 10 日）
公 表 予 定 日：2025 年 6 月 18 日

【参考】定款等の規定事項
＜定款第 55 条の 2（容量拠出金）＞
第 1 項　本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。
第 5 項　一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第 1 項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから 1 か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。
＜定款第 57 条（滞納者への対応）＞
本機関は、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災

害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

＜業務規程第 32 条の 43（容量拠出金の支払いの催告）＞

第１項　本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。

第２項　前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の１０日とする。

第３項　本機関は、第１項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。

以上

【添付資料】

別紙１：本機関ホームページ公表案

別紙２：経済産業省資源エネルギー庁への報告書案

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators,JAPAN
OCCTO

別紙１

Press Release

2025 年 6 月 18 日
電力広域的運営推進機関

定款第５７条および業務規程第３２条の４３第３項の規定に基づき、容量拠出金の滞納を行った会員の名称を公表します

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会員は、定款第 55 条の 2 第 5 項の規定に基づき、容量拠出金の納入が義務とされています。

本機関は、請求書に定めた納入期限までに容量拠出金を納入せず、複数回にわたる督促を受け、さらに催告書により指定した期限までに納入しない会員について、定款第 57 条および業務規程第 32 条の 43 第 3 項の規定に基づき、理事会の議決により、当該会員の名称を公表します。また、本機関より経済産業省資源エネルギー庁への報告を行います。

＜公表の対象となった会員の名称＞　（　）内は法人番号

・株式会社グルーヴエナジー　（3500001023236）

※対象：2025 年 1 月度(2024 年度 1 月）容量拠出金

請求予定額通知日：2025 年 3 月 14 日
請 求 書 の 発 行 日：2025 年 4 月 10 日
請求書の納入期限：2025 年 5 月 9 日
催告書の指定期限：2025 年 6 月 10 日

（参考）定款等の規定事項

＜定款第 55 条の 2（容量拠出金）＞

第 1 項　本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

第 5 項　一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第 1 項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受けてから 1 か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

＜定款第 57 条（滞納者への対応）＞

本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会

員の名称を公表することができる。

＜業務規程第 32 条の 43（容量拠出金の支払いの催告）＞

第１項　本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。

第２項　前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の１０日とする。

第３項　本機関は、第１項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。

以上

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力広域的運営推進機関 需給計画部 容量市場センター
マネージャー：福田、副マネージャー：西尾
電話：０３－６６３４－６７１０
E-Mail：youryoushijo-c@occto.or.jp

別紙２

2025 年 6 月 18 日
広域容セン第 2025-9 号

経済産業省 資源エネルギー庁
電力基盤整備課長 筑紫 正宏 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

容量拠出金を滞納した会員の名称の公表について（報告）

本機関は、定款第 55 条の 2 第 1 項の規定に基づき、会員に容量拠出金の納入を求めており、本機関の会員は、同条第 5 項の規定に基づき、容量拠出金の納入が義務とされています。

本機関は、容量拠出金の請求書の納入期限までに支払いがなく、納入期限後の複数回にわたるメールと電話による督促の後も支払いがなかった一部の会員に対して、業務規程第 32 条の 43 第 1 項および第 2 項の規定に基づき、催告書を発出しました。

本機関は、当該催告書で指定する新たな期限（以下、「指定期限」という）までに支払いが確認できなかった会員について、定款第 57 条および業務規程第 32 条の 43 第 3 項の規定に基づき、当該会員の名称を公表しましたので、ご報告します。

１．公表の対象となった会員の名称　（　）内は法人番号
・株式会社グルーヴエナジー　（3500001023236）

２．容量拠出金の納入等に係るスケジュール
※対象：2025 年 1 月度(2024 年度 1 月）容量拠出金
通知書の発行日：2025 年 3 月 14 日
請求書の発行日：2025 年 4 月 10 日（納入期限：2025 年 5 月 9 日）
催告書の発送日：2025 年 5 月 27 日（指定期限：2025 年 6 月 10 日）
公　　表　　日：2025 年 6 月 18 日

【参考】定款等の規定事項
＜定款第 55 条の 2（容量拠出金）＞
第 1 項　本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。
第 5 項　一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第 1 項の規定による本機関からの容量拠出金（容量拠出金の未回収分を含む。）の請求を受け

てから１か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。

＜定款第 57 条（滞納者への対応）＞

本機関は、会員が、会費、特別会費、容量拠出金、電源入札拠出金若しくは災害等扶助拠出金の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。

＜業務規程第 32 条の 43（容量拠出金の支払いの催告）＞

第 1 項　本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求に係る金額の支払いを催告する。

第 2 項　前項の新たな期限は、同項に規定する請求の支払い期限の日が属する月の翌月の１０日とする。

第 3 項　本機関は、第１項の規定による催告を受けた会員が、同項の新たな期限までに同項に規定する請求に係る金額を支払わない場合は、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。

以上

【添付資料】

別紙：本機関ホームページ公表案